

1. 制度改革に伴い都道府県・市町村において

準備が必要な事項

(5) 介護サービス情報の公表の準備について

(5) 介護サービス情報の公表の準備について

(注) 従来、「情報開示の標準化」としていたが、介護保険法等改正法案で「公表」と規定していることから、「介護サービス情報の公表」としている。

ア. 介護サービス情報の公表の義務付け

介護保険の利用者は要介護高齢者等であり、利用するサービスの情報の入手において事業者と対等な立場で対峙することが困難である。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれがあることから、介護保険の事業者又は施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の公表を義務付ける仕組みを整備することとしている。

(ア) 介護サービス情報の公表の仕組み

介護保険法改正案では、介護サービス情報の公表の仕組みについては、以下のとおりとしている（法律事項）。

- ① 介護サービス事業者は、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に介護サービス情報を報告しなければならない。
- ② 都道府県知事は、介護サービス情報の報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。
- ③ 都道府県知事は、調査が終了した後、介護サービス情報のうち調査しない

項目については介護サービス事業者から報告された内容を、調査する項目については調査の結果、公表すべき正しい内容を公表する。

④ 都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービス情報を報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は都道府県知事が行う調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、調査を受けることを命ずることができることとする。また、介護サービス事業者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、その指定（介護老人保健施設については許可）を取り消し、又は指定（同左）の全部若しくは一部の効力を停止することができることとする。

⑤ 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者については、市町村に指定の権限があることから、都道府県知事は、これらの事業者に対し報告を行い、若しくは調査を受けることを命じたとき、又はその指定を取り消し、若しくはその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならないこととする。

(注) 介護サービス情報の公表の対象となるサービスは、上記（i）の厚生労働省令で定めることとしており、平成18年度以降、実施の準備ができたサービスを、逐次、規定することとしている。

(イ) 指定調査機関

都道府県知事は、介護サービス事業者から報告を受けた介護サービス情報のうち、客観的に調査することが必要な情報について、その内容が正しいかどうかを確認するための調査を行う。この調査の事務は、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査の事務を行わせることができることとしている。

指定調査機関は、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定調査

機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者について、調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定調査機関に対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

また、指定調査機関が行う調査の事務は、公正かつ全国的に一定の基準のもとに行われる必要があるため、調査の実施方法を厚生労働省令で定めるとともに、調査の実施については、専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任した調査員に行わせることとしている。

都道府県は、地方自治法に基づき調査の事務に係る手数料を徴収する場合には、指定調査機関が行う調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができることとしている。

(ウ) 指定情報公表センター

都道府県知事は、介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受け、これを公表するとともに、指定調査機関の指定を行う。これらの事務については、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（「指定情報公表センター」という。）にその事務の全部又は一部を行わせることができることとしている。

指定情報公表センターは、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定情報公表センターの役員及び職員並びにこれらの者であった者について、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定情報公表センターに対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

都道府県は、地方自治法に基づき介護サービス情報の公表及び指定調査機関の指定の事務に係る手数料を徴収する場合には、介護サービス情報の報告を行い、又は指定調査機関の指定を受けようとする者に、条例で定めるところによ

り、当該手数料を指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができることとしている。

イ. 今後のスケジュール等

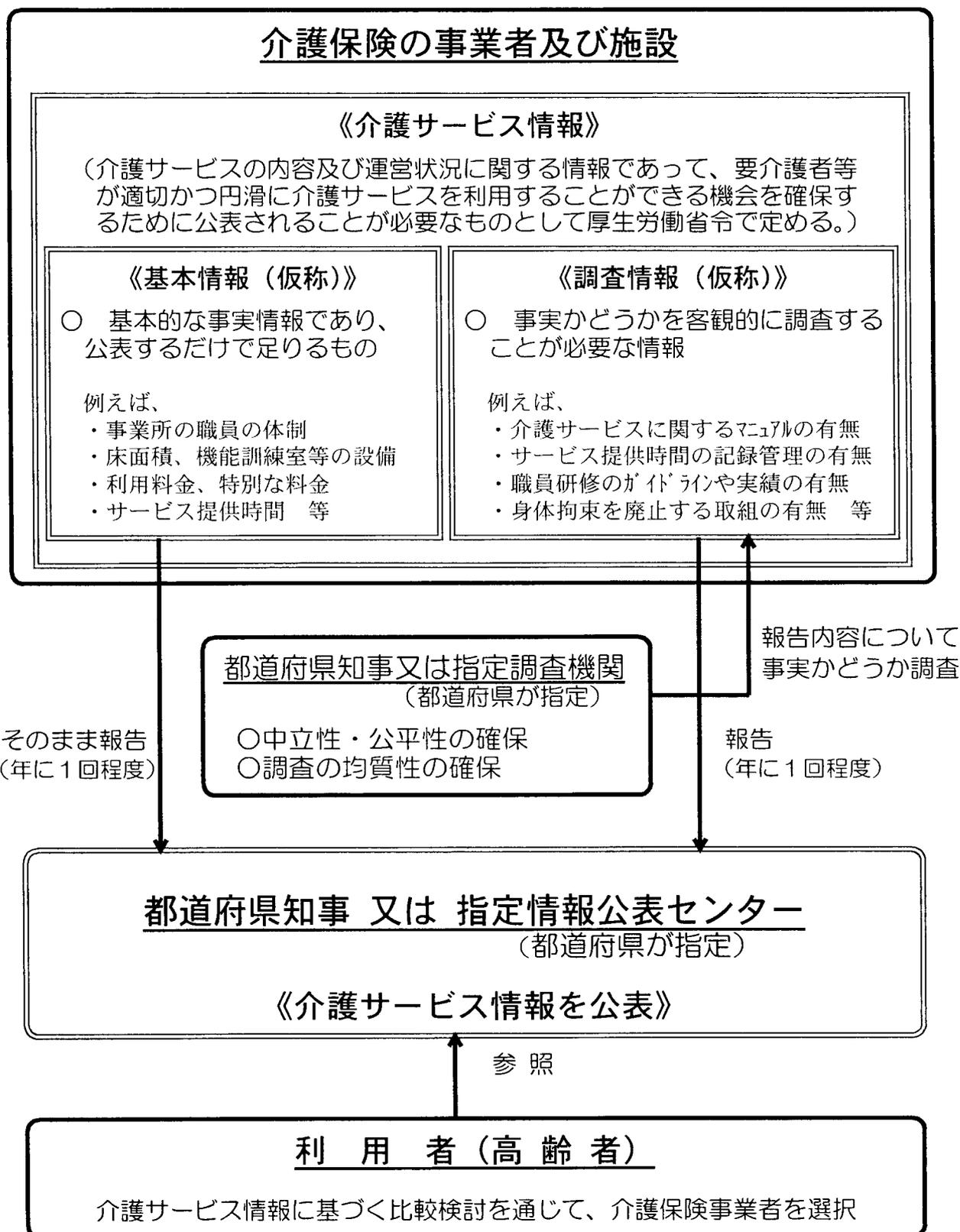
介護サービス情報の公表については、平成17年度早々に各都道府県において、実施体制等の整備に向けて準備を開始する必要がある。(参考1)

具体的な内容については、平成17年度早々に担当者会議を開催し連絡することとしているので了知願いたい。

なお、現在予定される平成17年度のスケジュールは、次のとおりである。

時期	国	都道府県
平成17年度 前半期	<ul style="list-style-type: none"> ○実施方法、実施体制等の基本的考え方の提示 ○担当者会議の開催 ○都道府県モデル事業調査員養成(訪問看護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援) ○公表システムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な実施方法、実施体制等の検討開始 ○同左 ○同左 ○都道府県モデル事業の実施(訪問看護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援)
後半期	<ul style="list-style-type: none"> ○公表システム導入支援 ○普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○公表システムの導入 ○調査員の養成(準備が整ったサービス) ○普及・啓発
平成18年度	改正介護保険法施行	報告の受理、調査、公表の実施

介護サービス情報の公表の仕組み



ウ. 円滑かつ適切な制度の施行に向けた支援の仕組み

本制度は、利用者による適切な介護サービスの選択に資するよう、介護サービス事業者に対し介護サービス情報の公表を義務づけるものであり、全国において調査及び公表の均質性を確保することが重要であることから、調査員の養成に対する支援等、国として必要な支援を行っていくこととしている。

このため、各都道府県において円滑に制度の施行が行われるよう、国、都道府県及び平成17年度に引き続きモデル事業を行うこととしている社団法人シルバーサービス振興会等の参画による「介護サービス情報の公表施行準備・支援協議会（仮称）」（以下「準備・支援協議会」という。）を組織し、調査員の養成、制度の普及・啓発等効率性の観点から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し、実施していくこととしているので了知願いたい。

エ. 平成17年度の予算事業

（ア）「介護サービス情報の公表」モデル事業（仮称）について

平成17年度予算（案）においては、今年度に引き続き「介護サービス情報の公表」モデル事業（仮称）（「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業の名称を変更予定。）を実施することとしているが、これまでのモデル調査等に加え、調査員の養成、制度の普及・啓発等を行う「制度施行準備・支援事業」を新たに補助対象とし、必要な事項について、準備・支援協議会との連携、調整又は活用を図りながら事業を実施することとするので、所要の予算措置を講じられたい。

なお、平成16年度「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業については、43都道府県において実施され、現在、各種調査結果の全国集計を行っているところである。集計結果については別途お示しすることとしている。

「介護サービス情報の公表」モデル事業（仮称）実施要綱骨子（案）

ア 目的 （略）

イ 実施主体 （略）

ウ 事業内容

○モデル調査事業

(ア) モデル調査の実施

① 調査対象

a 指定訪問看護事業所

b 指定特定施設入所者生活介護事業所（軽費老人ホームで実施されているものに限る。）

c 指定居宅介護支援事業所

② 実施箇所数

調査対象事業所毎に3箇所

③ 実施方法

a 各調査対象事業所毎の調査体制

1 事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施

b 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね1日

(イ) モデル事業調査員の養成等

① モデル事業調査員候補者の選定

(注) 1都道府県1サービス当たり4名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とする予定

② 基礎研修の実施 （略）

③ 中央研修への派遣 （略）

④ 事前説明会の開催 （略）

(ウ) 都道府県検証会議の開催

① 内容 （略）

② 構成 （略）

③ 報告書の作成 （略）

○制度施行準備・支援事業

(ア) 調査員の養成等

(イ) 普及・啓発事業

(ウ) その他、制度施行の準備・支援に必要な事業

② 介護サービス情報公表システム（仮称）の開発・導入

平成17年度予算（案）においては、「高齢社会対策の大綱について」（平成13年12月28日閣議決定）（参考2）における指摘事項等を踏まえ、各都道府県において、利用者による適切な介護サービス・事業者の選択に資する情報を情報通信等を活用して広く公表するシステムの整備を行うことを支援するため、「介護サービス情報公表システム（仮称）」の開発等を行うこととしている。

平成17年度前半に、国において全都道府県共通の情報公表システムに係る仕様書（導入用CD、導入の手引き等）の開発を行い、平成17年度後半に、各都道府県において当該都道府県の既存情報システム等の実情に応じて本システムの導入（導入等に伴うサーバの設置、設定作業を含む。）を行うこととする。本事業の国庫補助対象は、全都道府県共通のシステムに係るものとしており、各都道府県における既存情報システム等との調整等については原則として補助対象外となるので留意されたい。

（参考2）

○高齢社会対策の大綱について
（平成13年12月28日閣議決定）

第三 分野別の基本的施策

2 健康・福祉

（3）介護サービスの充実

イ 介護サービスの質の向上

（略）

利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進める。

（略）